

八尾市週休 2 日促進工事実施要領

(目的)

第 1 条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨を踏まえ「公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保」を図るための取組みとして、週休 2 日を促進することを目的とする。

(対象工事)

第 2 条 週休 2 日促進工事は原則、全ての工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事については、この限りでない。

- (1) 緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事、単価契約工事、通年維持工事等）
- (2) 現場作業が 1 週間未満（不稼働日を除く実稼働日数が 5 日未満）の工事
- (3) その他現場状況等により、対応が困難な工事

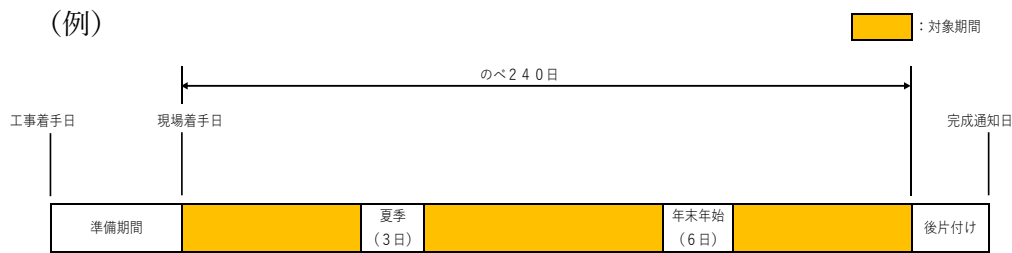
(発注方式)

第 3 条 週休 2 日促進工事は、発注者指定方式（発注者が、月単位の週休 2 日の現場閉所に取り組むことを指定し、労務費等の補正を当初設計より計上する方式）により発注するものとする。

(用語の定義)

第 4 条 本要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 月単位の週休 2 日 対象期間において、原則、土日・祝日を休日とし、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 通期の週休 2 日 対象期間において、原則、土日・祝日を休日とし、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 対象期間 工事着手日から工事完成通知日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、準備期間、後片付け期間、各種検査期間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。
- (4) 月単位の 4 週 8 休 対象期間内の全ての月毎に現場閉所の日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日や、発注者が認める場合についても、現場閉所の日数に含めるものとする。
- (5) 通期の 4 週 8 休 対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日や、発注者が認める場合についても、現場閉所の日数に含めるものとする。



週休2日促進工事対象期間 231日(240日－夏季3日－年末年始6日)

$231 \times 28.5\% (8日 / 28日) = 65.8日$

66日以上の現場閉所により週休2日達成

- (6) 関連工事 同一現場に複数の受注者がいる場合で、施工計画において関連し、発注者が指定する工事をいう。
- (7) 現場閉所 工事現場の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、関連工事がある場合においては、原則、全ての関連工事が現場閉所を行った日を現場閉所日とする。
- (8) 土木主管工事 都市整備部又は下水道部に属する課が主管する工事その他の土木工事積算基準により積算された工事をいう。
- (9) 建築主管工事 建築部に属する課が主管する工事をいう。

(積算方法等)

第5条 補正方法については、次の各号によるものとする。

- (1) 土木主管工事においては、別添の「八尾市週休2日促進工事实施要領補足事項」(以下「補足事項」という。)に規定する補正係数により労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率及び現場管理費率並びに市場単価及び標準単価を補正する。
 - (2) 建築主管工事においては、補足事項に規定する補正係数により複合単価の労務費並びに市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格を補正する。
- 2 積算及び変更方法については、当初の予定価格算出時に、月単位の4週8休以上の現場閉所を前提に、労務費を補正し工事費を積算する。ただし、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休以上の現場閉所の達成が見込まれない場合は、補足事項に定める通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

(工期の変更)

第6条 工期の変更理由が次の各号に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- (1) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
- (2) 設計図書で明示されていない施工条件について、予測することのできない特別な状態が生じた場合
- (3) 工事の施工を一時中止することにより全体工程に影響が生じた場合

(4) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(対象工事である旨の明示)

第7条 一般競争入札又は指名競争入札にあつては、次の各号に掲げる書面において、「月単位の週休2日促進工事」の対象であることを明示する。

- (1) 入札公告本文又は入札要領
- (2) 現場説明書又は特記仕様書

(実施方法)

第8条 受注者は契約後、監督職員と協議のうえ、月単位の週休2日を反映した「実施工程表」を提出する。この工程表の提出は、月単位を原則とし、提出期限は、当初月は現場着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。また、当初月には、現場着手日を明示する。分離発注などで複数の受注者がいる場合は、主たる工事の受注者が主体となって作成する。

- 2 監督職員は、「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」、「工事月報」等を受注者より受領し、月単位の週休2日が確保されていることを確認する。
- 3 監督職員は、定期的に対象期間内の現場閉所日数を確認する。また、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度見直された実施工程表を受領し、現場閉所の状況を確認する。

(留意事項)

第9条 監督職員は、現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。

- 2 対象工事の受注者は、一つの工事現場において、後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、関連工事間の調整を適切に実施する。
- 3 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

(工事成績評定)

第10条 週休2日を達成できた場合、工事成績評定の評価項目において評価を行う。

(その他)

第11条 受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、「八尾市入札参加停止要綱」「工事請負契約書」に基づき厳正に対応する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。